

**「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する
法律施行規則の一部を改正する省令(案)」に関する
パブリックコメント実施結果について**

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)に対するパブリックコメントを、令和4年12月22日(木)から令和5年1月22日(日)まで実施した。意見提出のあった個人・団体の数は8であり、意見数は36件であった。その内訳は次の通りである。

1. 意見提出者の内訳

	e-Gov(電子)	郵送	合計
個人	5	1	6
団体	1	1	2
計	6	2	8

※パブリックコメントへの意見であることが明記されていない等、要件を満たしていないものを除く。

2. テーマ別の意見件数 (意見数 36件)

(1) 法第4条の飼養等の禁止の適用除外における対象の追加【施行規則 第2条関連】	計 11 件
14号 小規模な防除を行う者が実施する特定外来生物である植物又は動物の防除に係る運搬及び一時的な保管について	1 件
17号 特定外来生物の付着、混入、存在する物品等若しくは施設の移動制限、消毒、廃棄のための一時的に保管又は運搬について	1 件
24号 条件付特定外来生物の新しい飼い主探しのための飼養等について	3 件
25号 生き餌のための購入・保管について	6 件
(2) 飼養等の目的の追加、明確化【施行規則 第3条関連】	計 5 件
5号 国内において愛がん又は観賞の目的で飼養等を開始した特定外来生物を輸入して愛がん又は観賞する目的	3 件
6号 海外において愛がん又は観賞の目的で飼養等をしている当該特定外来生物の個体を輸入して愛がん又は観賞する目的	2 件
(3) 許可に係る飼養等が不要となった場合の許可の失効等【施行規則 第4条第10項第4号、第10条第5号関連】	計 4 件
(4) 法第17条の4第1項の主務省令で定める基準【施行規則 第22条関連】	計 9 件
5号 防除による効果と地域の生態系へ影響について	1 件
13号 捕獲個体の殺処分方法について	8 件
(5) 種類名証明書の添付が必要な生物の追加【別表第四関連】	計 4 件
(6) 施行規則(案)の個別箇所を指定しない意見	計 3 件
アメリカザリガニ・アカミミガメの利用に関する意見	1 件
地方自治体への予算措置及び施行周知に関する意見	1 件
その他	1 件